

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

大分国民年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金への加入は、制度発足時に父親が兄夫婦と私の分を一緒に手続をし、申立期間の保険料を納めてくれていた。

昭和 38 年 4 月から自分で保険料を納付するために、手帳を新しく作ってもらったことを覚えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金への加入は、制度発足時に父親が兄夫婦と私の分を一緒に手続をした。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 12 月に申立人の兄夫婦と連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の兄夫婦の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人の兄も「父親が私たち夫婦の分と一緒に妹(申立人)の国民年金の加入手続をして、加入当初から 3 人分の保険料を納付していたと記憶している。」と証言していることを踏まえると、申立人のみ当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、「昭和 38 年から自分で保険料を納付するようになった。これを機に手帳を新しく作ってもらったことを覚えている。」と主張しているところ、申立人が現在所持する国民年金手帳には、「昭和 38 年 4 月 12 日再交付」の記載があり、申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和53年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、同年8月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から53年3月まで
② 昭和53年4月から同年10月まで

私は、会社勤めを辞め、昭和52年6月から友人と電気工事会社を始めた。昭和53年11月に厚生年金保険の適用になるまでの期間は、妻が国民年金に加入手続を行い国民年金保険料も妻と一緒に納付していた。

妻の国民年金保険料は、昭和53年4月から納付済みとなっているのに世帯主の私の保険料を納めないはずはない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

また、付加保険料も妻と一緒に加入し納付していたので、納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和53年8月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の妻の申立期間②に係る国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻が、あえて申立人の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の妻は、「付加保険料については、国民年金への加入と同時に私と夫の分を納付するようになったことを覚えている。保険料は一人月額400円ぐらいだったと思う。」と証言しているところ、特殊台帳から、申立人の妻は昭和53年8月31日に付加保険料の加入申出を行い、同年8月から

59年3月まで付加保険料を納付していることが確認できることから、申立人の妻の証言は基本的に信用でき、申立人の上記期間に係る付加保険料についても、申立人の妻が納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、オンラインの資格変更履歴及び特殊台帳の納付記録によると、平成7年8月31日に申立人の妻の資格取得日が昭和52年6月1日から53年4月1日に訂正されていることが確認できることから、この際に国民年金保険料が還付された記録も無いことから、申立人の妻も申立期間①の国民年金保険料は未納であったと考えられる。

また、申立期間①の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号の払出時点では過年度納付が可能な期間であるところ、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「まとめて納付したり、さかのぼって納付したことは無いと思う。」と証言している。

さらに、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、同年8月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から34年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を32年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までの期間は6,000円、同年10月から34年9月までの期間は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から34年10月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が昭和32年6月に受験した当時の2級建築士の受験資格要件及び申立人に係る2級建築士の登録情報並びに申立人がA社の前に勤務したC社の同僚の供述及びA社の元社会保険事務担当者の供述から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことを推認することができる。

また、2級建築士ではないが、申立人と同じ現場管理の業務を行っていた同僚には、厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、元社会保険事務担当者は、「当該同僚に厚生年金保険の加入記録があるのなら、2級建築士であった申立人からはなおさら保険料を控除していたはず。また、申立人は一度辞めて再度入社することも無かった。」と供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の被保険者は5人から6人であることが確認できるところ、申立人及び同僚の供述とおおむね一致することから、当時、A社は、ほぼすべての従業員を厚生年

金保険に加入させていたことが認められる。

しかしながら、同職種の複数の同僚への聴取結果から、当該同僚は、入社日の7か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、「入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間は試用期間であった。」と供述していることが確認できることから、当時、事業主は従業員を入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月1日から34年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種の同僚のA社における昭和32年8月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年4月から同年9月までの期間は6,000円、当該同僚のA社における同年10月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年同月から34年9月までは7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和31年9月1日から32年4月1日までの期間については、B社に照会したところ、「A社からの引継ぎを受けていないため、申立期間当時の資料等は無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかを確認することはできない。」と供述しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入に係る取扱いについても確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び当該事業所の同僚の供述によると、入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間において、半年ぐらい試用期間があったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和31年9月1日から32年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和40年4月にA社に入社し、D市での集合研修後、同社C支店に配属された。研修時から給与を受給し、厚生年金保険料も控除されていたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する在籍証明書及び雇用保険の加入記録並びに同僚の供述から、申立人は、同社に昭和40年4月1日に入社し、申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社本店において、昭和40年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社各支店に配属されている20人の同僚は、6人（申立人を含む）を除き、同社本店で同年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付けで同社各支店において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、B社に照会した結果、同社は、「当時の関連資料は無いものの、申立期間の厚生年金保険料は控除したものである。」、「申立人以外にも支店における被保険者資格取得日が昭和40年7月1日となっている者もあり、支店の事務手続の誤りがあったかも知れない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年7月の厚生年金保険被保険者原票から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したはずであると主張しているものの、申立人と同時期に入社し、研修後、A社各支店に配属されている20人の同僚の多数が、昭和40年6月30日付けで同社各支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることに対し、同社C支店に配属された申立人を含む二人が、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を同年7月1日に取得していることから判断すると、事業主が資格取得日を同年7月1日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A社B工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社同工場における資格取得日に係る記録を昭和20年4月4日に、資格喪失日に係る記録を同年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月4日から同年9月5日まで
私は、昭和20年4月にA社C工場から同社B工場に転勤し、同年9月5日まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容等に係る申立人の詳細かつ具体的な供述及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間の同社同工場における厚生年金保険被保険者記録は認められないものの、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において基礎年金番号に未統合となっている同社同工場の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が昭和20年4月4日から同年9月5日までの期間においてA社B工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る未統合の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から50円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年6月まで

私が短大を卒業した後に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、地区の自治会か婦人会の納付組合を通じて、母親と私の二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

昭和59年7月からは納付組合の集金が無くなったので、各自が銀行で納付するようになったと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、納付時期、納付金額等の記憶が曖昧なため、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人は、申立人の母親が昭和59年6月までは地区の自治会または納付組合を通じて納付を行っていた旨、主張しているが、A市及び地区関係者の証言では、申立人の主張と符合するような事実を確認することはできない。

また、申立人は、短大卒業後に国民年金に加入した旨を主張しているところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、「S54. 4. 1 短大卒により（60. 12. 18 届）」との記載が確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和60年12月に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年

金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間直後の59年7月から60年3月までの9か月分の保険料は、61年8月25日に過年度納付されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から31年1月24日まで

私は、父が経営するA社で社会保険事務担当者として勤務したが、退職時には将来の年金へ繋げるために脱退手当金を受給しない旨を伝えた記憶があるのに、脱退手当金を受給していることになっていることに納得できない。脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされているが、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年3月1日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA社に係るオンライン記録から、すべての女性被保険者17人について、脱退手当金の支給記録を確認した結果、脱退手当金の受給資格のある者は7人おり、申立人を含めたすべての者に脱退手当金の支給記録があり、多くは6か月以内に支給決定を受けている上、当該同僚らは「脱退手当金の手続は、会社の事務担当者がしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、当時、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立事業所を退職後、昭和45年9月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。